

Ⅲ 障害者の雇用促進にご理解とご協力を

我が国の障害者雇用については、障害者の就職意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に雇用が進んでいます。

障害者の社会参加が実現していく一方で、近年、「やりがい」や「働きがい」といった質の向上が求められており、職域の拡大は急務となっています。

事業主の皆様におかれましては、学卒障害者が、個々の特性や能力に応じて社会で活躍できるよう、より多くの求人を提供くださいますようお願いいたします。

学卒障害者の状況（資料出处：愛知県 令和5年度学校基本調査結果）

1 特別支援学校中学部

卒業生454人（視覚9人、聴覚26人、知的314人、肢体不自由100人、病弱・身体虚弱5人）について、高等学校等進学者は446人（98.2%）

2 特別支援学校高等部

	大学等進学	公共職業能力開発施設等入学	就職	その他（福祉利用等）	計
視覚	0	0	2	9	11
聴覚	11	2	16	6	35
知的	0	15	314	643	972
肢体不自由	0	2	13	117	132
病弱・身体虚弱	0	1	0	3	4
計	11	20	345	778	1154

※60%以上が福祉サービスへ



まだまだ社会で活躍できる人材が多数います!!

**障害者雇用をお考えの際は、
特別支援学校高等部にご相談ください!!**



あいち障害者雇用総合サポートデスク HP
特別支援学校連絡先一覧

新規学卒障害者の採用までの流れ



STEP 1 ハローワークから学校・就職希望生徒への情報提供

障害者の採用を検討している事業所の情報について、ハローワークから各学校（特別支援学校、高等学校、専門学校（高等課程））、就職希望生徒へ情報提供します。

STEP 2 学校から事業所へ職場実習の依頼

就職希望生徒と職業相談のうえ、学校から事業所へ職場実習の受入れ依頼があります。

STEP 3 職場実習

事業所と学校とで日程を調整のうえ、職場実習を開始します。
（適性をみるためには、おおむね5日間行うことをお勧めします。）

●職場実習とは？

生徒においては事業所における職務等に適応すること、事業所においては当該生徒の適性を見極めることを目的とし、授業の一環として行うものです。

- ・賃金やそれに代替する現物の支給はありません。
- ・アルバイトとして労働力とみなされるものではありません。

職場実習後は必ず採用しなければならないものではありません。

STEP 4 ハローワークへ「求人申込書」の提出

求人申込書（高卒）を、ハローワークへ提出してください。
手続き後、受理印が押してある求人票のコピーを学校へ送付してください。

STEP 5 ハローワークから事業所へ「紹介状」送付

ハローワークから、事業所へ紹介状と応募書類を送付します。

STEP 6 面接

書類が届きましたら学校と相談のうえ、面接日時を設定し面接してください。

STEP 7 採用

学校を通じて生徒へ「採用」することを速やかに通知してください。
「選考結果通知」をハローワークへ通知してください。

